

川西市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 22 号

川西市庁舎管理規則の一部を改正する規則

川西市庁舎管理規則（昭和43年川西市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「担当事務」を「庁内取締事務」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項に定めるもののほか、総務部長は、庁内取締事務に必要な職員に当該事務を処理させることができる。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。